

法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。) で政令で定めるものを建築するために譲渡をされるもの

九 国内にある土地等、建物又は構築物で、当該個人により取得がされたこれらの資産のうちその譲渡の日の属する年の一月一日において所有期間が十年を超えるもの

九 同 上	国内にある土地等(事務所、事業所その他の政令で定める施設)(以下この号において「特定施設」という。)の敷地の用に供されるもの(当該特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるもの(当該建物又は構築物の敷地の用に供されないことについて政令で定めるやむを得ない事情があるものに限る。)で、その面積が三百平方メートル以上のものに限る。)、建物、構築物又は機械及び装置
十 省 略	省 略

2 前項の規定を適用する場合において、その年中の買換資産のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ同項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該年中において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積を基礎として政令で定めるところにより計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

3 前二項の規定は、昭和四十五年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の前年中(工場等の建設を要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合に

2 前項の規定を適用する場合において、その年中の買換資産のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ同項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該年中において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積を基礎として政令で定めるところにより計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

3 前二項の規定は、昭和四十五年一月一日から平成二十六年十二月三十一日(第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日)までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の前年中(工場等の建設を要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合に

九 同 上	国内にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置
十 同 上	同 上

は、政令で定める期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたものに限る。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供した場合（当該取得の日から一年以内に当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「供する見込みであるときは」とあるのは、「供する見込みであるときは、政令で定めるところにより」と読み替えるものとする。

する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたものに限る。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供した場合（当該取得の日から一年以内に当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「供する見込みであるときは」とあるのは、「供する見込みであるときは、政令で定めるところにより」と読み替えるものとする。

510 省略

(買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等)

第一項及び第二項の規定は、昭和四十五年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中（前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年中に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところによる税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、当該翌年の十二月三十一日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間内。次条第二項第一号において同じ。）に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みであるときについて準用する。この場合において、第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

55
10
同上

(買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等)

第一項及び第二項の規定は、昭和四十五年一月一日から平成二十六年十二月三十一日（第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産につては、平成二十三年十一月三十一日）までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中（前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年中に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、当該翌年の十二月三十一日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間内。次条第二項第二号において同じ。）に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みであるときについて準用する。この場合において、第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

2 個人が第三十七条第一項の規定の適用を受けた場合には、買換資産については、第十九条各号に掲げる規定（第十三条及び第十三条の二の規定を除く。）は、適用しない。

(特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例)

第三十七条の四 個人が、昭和四十五年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの間に、その有する資産で第三十七条第一項の表の各号の上欄に掲げるもの

2 個人が第三十七条第一項の規定の適用を受けた場合には、賃換資産については、第十九条各号に掲げる規定（第十三条から第十三条の三までの規定を除く。）は、適用しない。

(特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例)

第三十七条の四 個人が、昭和四十五年一月一日から平成二十六年十二月三十一日（第三十七条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年

のうち事業の用に供しているもの（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第三十三条の二第一項第一号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この条、次条、第三十七条の七及び第三十七条の九から第三十七条の九の四までにおいて同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）における前三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 省略

（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

第三十七条の五 省略

2 第三十七条第四項及び第六項から第八項まで、第三十七条の一並びに第三十七条の三第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条第四項	第一項及び第二項の規定は、昭和四十五年一月一日から平成二十六年十二月三十日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているもの	第三十七条の五第一項の規定は、同項に規定する譲渡資産
----------	--	----------------------------

同 上	第一項及び第二項の規定は、昭和四十五年一月一日から平成二十六年十二月三十日（第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産については、平成二十三年十二月三十一日）までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供して	第一項及び第二項の規定は、昭和四十五年一月一日から平成二十六年十二月三十日（第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産については、平成二十三年十二月三十一日）までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供して
-----	---	---

十一月三十一日）までの間に、その有する資産で第三十七条第一項の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業の用に供しているもの（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第三十三条の二第一項第二号に規定する交換により譲渡した資産の価額と交換により取得した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この条、次条、第三十七条の七及び第三十七条の九から第三十七条の九の四までにおいて同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）における前三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 同上

（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

第三十七条の五 同上

第三十七条の五 同上

第三十七条の二第一項					第三十七条の二第二項			第三十七条第八項			第三十七条第七項			第三十七条第六項		
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上					同上			同上			同上			同上		
同上																
同上																

第三十七条の二第一 四項	省 略	省 略
第三十七条の三第一 一項	省 略	省 略

3-6 省 略

(認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例)

第三十七条の九の二 省 略

2-5 省 略

6 個人が第一項の規定の適用を受けた場合には、交換取得土地建物等又は譲受け土地建物等については、第十九条各号に掲げる規定（第十三条及び第十三条の二の規定を除く。）は、適用しない。

7 省 略

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)

第三十七条の十一の三 省 略

2 金融商品取引法第二百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引又は発行日取引（有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。）（以下この条及び次条において「信用取引等」という。）

）を行う居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等（次に掲げる株式等をいう。以下この条、次条及び第三十七条の十二の二において同じ。）の信用取引等を特定口座において処理した場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座において処理した信用取引等による上場株式等の譲渡又は当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡（当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けた取引の決済のために行う場合に限る。以下この項、次項及び第八項において「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」という。）による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による

同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上

3-6 同 上

(認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例)

第三十七条の九の二 同 上

2-5 同 上

6 個人が第一項の規定の適用を受けた場合には、交換取得土地建物等又は譲受け土地建物等については、第十九条各号に掲げる規定（第十三条から第十三条の三までの規定を除く。）は、適用しない。

7 同 上

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)

第三十七条の十一の三 同 上

2 金融商品取引法第二百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引又は発行日取引（有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。）（以下この条及び次条において「信用取引等」という。）

）を行う居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等（次に掲げる株式等をいう。以下この条、次条及び第三十七条の十二の二において同じ。）の信用取引等を特定口座において処理した場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座において処理した信用取引等による上場株式等の譲渡又は当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡（当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けた取引の決済のために行う場合に限る。以下この項及び次項において「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」という。）による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による

渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとするものとする。

一・三・省 略

3・6 省 略

7 金融商品取引業者等は、その年において当該金融商品取引業者等に開設された特定口座がある場合には、財務省令で定めるところにより、当該特定口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、その年に当該特定口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額又は差益の金額、当該特定口座に受け入れた第三十七条の十一の六第一項に規定する上場株式等の配当等（次項及び第十一項において「上場株式等の配当等」という。）の額その他の財務省令で定める事項を記載した報告書二通を作成し、その年の翌年一月三十日（年の中途中で上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約の解約による特定口座の廃止その他政令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日）までに、一通を当該金融商品取引業者等の当該特定口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出し、他の一通を当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付しなければならない。

8 金融商品取引業者等に開設されていた特定口座で、その年中に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡及び当該特定口座で処理した信用取引等に係る上場株式等の譲渡並びに当該特定口座への上場株式等の配当等の受入れが行われなかつたものがある場合には、当該金融商品取引業者等は、前項の規定にかかわらず、当該特定口座に係る同項の規定による報告書を当該特定口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して交付することを要しない。ただし、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書をこれらの者に交付しなければならない。

9 金融商品取引業者等は、第七項及び前項ただし書の規定による報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、これらの規定に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の承諾を得て、当該報告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第四十二条の三第四項第三号において同じ。）により提供することができる。ただし、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書を当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書を当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付しなけ

事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一・三・同 上

3・6 同 上

7 金融商品取引業者等は、その年において当該金融商品取引業者等に開設された特定口座がある場合には、財務省令で定めるところにより、当該特定口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、その年に当該特定口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額又は差益の金額、当該特定口座に受け入れた第三十七条の十一の六第一項に規定する上場株式等の配当等（第十項において「上場株式等の配当等」という。）の額その他の財務省令で定める事項を記載した報告書二通を作成し、その年の翌年一月三十日（年の中途中で上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約の解約による特定口座の廃止その他政令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日）までに、一通を当該金融商品取引業者等の当該特定口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出し、他の一通を当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付しなければならない。

8 金融商品取引業者等は、前項の規定による報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の承諾を得て、当該報告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第四十二条の三第四項第三号において同じ。）により提供することができる。ただし、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書を当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付しな

ればならない。

10| 前項本文の場合において、同項の金融商品取引業者等は、第七項又は第八項ただし書の報告書を交付したものとみなす。

11| 省略

12| 13| 省略
14| 第十二項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

15| 第十一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第三十七条の十二の二 省略

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、上場株式等の譲渡のうち次に掲げる上場株式等の譲渡（第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

16| 一〇八省略

17| 九 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次号において同じ。）の営業所（国内にある営業所又は事務所をいう。以下この項において同じ。）に信託されている上場株式等の譲渡で、当該営業所を通じて金融商品取引法第五十八条に規定する外国証券業者（次号において単に「外国証券業者」という。）への売委託により行うもの

18| 一〇九信託会社の営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、当該営業所を通じて外国証券業者に対して行うもの

19| 3~13 省略

(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等)

20| 第三十七条の十三 平成十五年四月一日以後に、次の各号に掲げる株式会社（以下のこの条及び次条において「特定中小会社」という。）の区分に応じ当該各号に定める株式（以下この条及び次条において「特定株式」という。）を払込み（当該

ければならない。

21| 9| 前項本文の場合において、同項の金融商品取引業者等は、第七項の報告書を交付したものとみなす。

10| 同上

11| 同上

12| 同上

13| 第十一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第三十七条の十二の二 同上

2 同上

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第三十七条の十二の二 同上

2 同上

(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等)

第三十七条の十三 同上

株式の発行に際してするものに限る。以下この条及び次条において同じ。)により取得(第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。次条において同じ。)が、当該特定株式を払込みにより取得をした場合における第三十七条の十第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中に当該払込みにより取得をした特定株式(その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定株式」という。)の取得に要した金額の合計額(適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額(この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。次項において同じ。)が当該合計額に満たない場合には、当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額に相当する金額)を控除する。)

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)
第七条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社 当該株式会社により発行される株式

二・三 省略

四 内国法人のうち、地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第十六条に規定する事業を行う同条に規定する株式会社(地域再生法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二号)の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に同条の確認を受けたものに限る。)であつて、中小企業者に該当するものとして財務省令で定めるもの 当該株式会社により発行される株式で当該確認を受けた日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されるもの

2・3 省略

(国等に対して重要な文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例)

第四十条の二 個人が、その有する資産(土地を除く。以下この条において同じ。)

で、文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要な文化財として指定されたものを国、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法

(国等に対して重要な文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例)

第四十条の二 個人が、その有する資産(土地を除く。以下この条において同じ。)

で、文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要な文化財として指定されたものを国、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立美術館及び独立行政

2・3 同上

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第七条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社 当該株式会社により発行される株式

二・三 同上

人(国立科学博物館又は地方公共団体(次項において「国等」という。)に譲渡した場合の当該譲渡に係る譲渡所得については、所得税を課さない。

2 個人が、平成四年四月一日から平成二十六年十二月三十一日までの間に、その有する資産で、文化財保護法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財として指定されたもの(第一号において「重要有形民俗文化財」という。)を国等に譲渡した場合の当該譲渡に係る譲渡所得に対する所得税法第三十三条の規定又は第三十一条若しくは第三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第三十三条第三項の譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額は、当該重要有形民俗文化財の譲渡に係る当該残額に相当する金額から当該残額の二分の一に相当する金額を控除した金額とする。

二 省 略

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)

第四十一条 省 略

5 居住者が、国内において、認定長期優良住宅(住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十条第二号に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で政令で定めるものをいう。)若しくは認定低炭素住宅(住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第二号)第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(以下この項及び第八項から第十一項までにおいて「認定住宅」と総称する。)の新築又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得(以下この項、第十四項及び次条において「認定住宅の新築等」という。)をして、当該認定住宅を平成二十一年六月四日から平成二十五年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年(以下この項において「居住年」という。)以後十年間の各年(同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条において「長期優良住宅特例適用年」という。)において当該認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等(以下この項及び次条において「長期優良住宅借入金等」という。)の金額を有するときは、その者の選択により、当該長期優良住宅特例適用年における第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として、この条、

法人(国立科学博物館を含む。次項において同じ。)又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得については、所得税を課さない。

2 個人が、平成四年四月一日から平成二十四年十二月三十一日までの間に、その有する資産で、前項の重要な文化財に準ずる文化財のうち国においてその保存及び活用をすべきものとして政令で定めるもの(以下この項において「対象資産」という。)を国に譲渡した場合の当該譲渡に係る譲渡所得に対する所得税法第三十三条の規定又は第三十一条若しくは第三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第三十三条第三項の譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額は、当該対象資産の譲渡に係る当該残額に相当する金額から当該残額の二分の一に相当する金額を控除した金額とする。

二 同 上

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)

第四十一条 同 上

5 居住者が、国内において、住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十条第二号に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で政令で定めるもの(以下この項及び第八項から第十一項までにおいて「認定長期優良住宅」という。)の新築又は認定長期優良住宅で建築後使用されたことのないものの取得(以下この項、第十四項及び次条において「認定長期優良住宅の新築等」という。)をして、これらの家屋を同法の施行の日から平成二十五年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年(以下この項において「居住年」という。)以後十年間の各年(同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条において「長期優良住宅特例適用年」という。)において当該認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等(以下この項及び次条において「長期優良住宅借入金等」という。)の金額を有するときは、その者の選択により、当該長期優良住宅特例適用年における第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として、この条、

う。) の金額を有するときは、その者の選択により、当該認定住宅特例適用年ににおける第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) として、この条、次条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。

一 居住年が平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年である場合 その年

十二月三十一日における認定住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千円)の一・二パーセントに相当する金額

二 居住年が平成二十四年である場合 その年十二月三十一日における認定住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円)の一パーセントに相当する金額

三 居住年が平成二十五年である場合 その年十二月三十一日における認定住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が三千万円を超える場合には、三千万円)の一パーセントに相当する金額

6・7 省略

8 第一項の規定は、居住者が、同項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分又は第五項の認定住宅をその居住の用に供した日の属する年分の所得税について第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条の五若しくは第三十七条の九の二の規定の適用を受ける場合又はその居住の用に供した日の属する年の前年分若しくは前々年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けている場合には、当該居住者の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、適用しない。

9 第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分又は第五項の認定住宅をその居住の用に供した居住者が、当該居住の用に供した日の属する年の翌年又は翌々年中に当該居住の用に供した当該居住用家屋及び既存住宅並びに当該増改築等をした家屋並びに当該居住の用に供した当該認定住宅並びにこれららの家屋の敷地の用に供されている土地(当該土地の上に存する権利を含む。)以外の資産(第三十一条の三第二項に規定する居住用財産、第三十五条第一項に規定する資産又は第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産に該当するものに限る。)の譲渡をした場合において、その者が当該譲渡につき第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条の五又は第三十七条の九の二の規定の適用を受けるときは、当該居住者の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、同項の規定は、適用しない。

次条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。

一 居住年が平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年である場合 その年

十二月三十一日における長期優良住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の一・二パーセントに相当する金額

二 居住年が平成二十四年である場合 その年十二月三十一日における長期優良住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円)の一パーセントに相当する金額

三 居住年が平成二十五年である場合 その年十二月三十一日における長期優良住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が三千万円を超える場合には、三千万円)の一パーセントに相当する金額

6・7 同上

8 第一項の規定は、居住者が、同項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分又は第五項の認定長期優良住宅をその居住の用に供した日の属する年分の所得税について第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条の五若しくは第三十七条の九の二の規定の適用を受ける場合又はその居住の用に供した日の属する年の前年分若しくは前々年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けている場合には、当該居住者の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、適用しない。

9 第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分又は第五項の認定長期優良住宅をその居住の用に供した居住者が、当該居住の用に供した日の属する年の翌年又は翌々年中に当該居住の用に供した当該居住用家屋及び既存住宅並びに当該増改築等をした家屋並びに当該居住の用に供した当該認定長期優良住宅並びにこれららの家屋の敷地の用に供されている土地(当該土地の上に存する権利を含む。)以外の資産(第三十一条の三第二項に規定する居住用財産、第三十五条第一項に規定する資産又は第三十六条の二第二項に規定する譲渡資産に該当するものに限る。)の譲渡をした場合において、その者が当該譲渡につき第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条の五又は第三十七条の九の二の規定の適用を受けるときは、当該居住者の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、同項の規定は、適用しない。

10

第一項及び第五項の規定は、居住者が、第一項の居住用家屋若しくは既存住宅又は第五項の認定住宅をその居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分の所得税について第四十一条の十九の四第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、当該居住者の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、適用しない。

定は、適用しない。

11

第一項の規定の適用を受けていた居住者が、その者に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者（第十四項において「給与等の支払者」という。）からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基因してその適用に係る第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は第五項の認定住宅をその者の居住の用に供しなくなつたことにより第一項の規定の適用を受けられなくなつた後、これらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。）を再びその者の居住の用に供した場合における第一項の規定の適用については、同項に規定する居住年以後十年間（同項に規定する十年間をいう。）の各年のうち、その者がこれらの家屋を再び居住の用に供した日の属する年（その年において、これらの家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年）以後の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居住の用に供すことができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。）は、同項に規定する適用年とみなす。

12・13 省略

10

第一項及び第五項の規定は、居住者が、第一項の居住用家屋若しくは既存住宅又は第五項の認定長期優良住宅をその居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分の所得税について第四十一条の十九の四第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、当該居住者の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、適用しない。

11

第一項の規定の適用を受けていた居住者が、その者に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者（第十四項において「給与等の支払者」という。）からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基因してその適用に係る第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は第五項の認定長期優良住宅をその者の居住の用に供しなくなつたことにより第一項の規定の適用を受けられなくなつた後、これらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。）を再びその者の居住の用に供した場合における第一項の規定の適用については、同項に規定する居住年以後十年間（同項に規定する十年間をいう。）の各年のうち、その者がこれらの家屋を再び居住の用に供した日の属する年（その年において、これらの家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年）以後の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居住の用に供すことができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。）は、同項に規定する適用年とみなす。

12・13 同上

14

居住者が、住宅の取得等又は認定住宅の新築等をし、かつ、当該住宅をした第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は当該認定住宅の新築等をした第一項の居住用家屋において、当該居住の用に供した場合に定めるところによりその者の居住の用に供した場合に供した日以後その年（以下この項及び次項において「当初居住年」という。）の十二月三十一日までの間に、その者に係る給与等の支払者からの転居その他これに準するやむを得ない事由に基因してこれらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。）をその者の居住の用に供しなくなつた後、当初居住年の翌年以後の各年のうち、その者がこれらの家屋を再び居住の用に供したときは、第一項に規定する居住年以後十年間（同項に規定する十年間をいう。）の各年のうち、その者がこれら

居住者が、住宅の取得等又は認定住宅の新築等をし、かつ、当該住宅をした第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は当該認定住宅の新築等をした第一項の居住用家屋において、当該居住の用に供した場合に定めるところによりその者の居住の用に供した場合に供した日以後その年（以下この項及び次項において「当初居住年」という。）の十二月三十一日までの間に、その者に係る給与等の支払者からの転居その他これに準するやむを得ない事由に基因してこれらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。）をその者の居住の用に供しなくなつた後、当初居住年の翌年以後の各年のうち、その者がこれらの家屋を再び居住の用に供したときは、第一項に規定する居住年以後十年間（同項に規定する十年間をいう。）の各年のうち、その者がこれら

の用に供した日の属する年（その年において、これらの家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年）以後の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居たことができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日）まで引き続きその規定を適用することができる。

15
21 省 略

第四十一条の二 居住者が、その適用年において、二以上の居住年（居住年が平成十三年である場合には、平成十三年前期と平成十三年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合における居住年）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該適用年における前条第二項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項の規定にかかわらず、当該適用年の十二月三十一日における住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分をし、当該区分をした居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ同項各号の規定に準じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額（当該住宅借入金等の金額のうちに同条第三項の規定により同条若しくは次条の規定の適用を受ける場合における特例住宅借入金等の金額又は前条第五項の規定により同条若しくは次条の規定の適用を受ける場合における認定住宅借入金等の金額が含まれるときは、次の各号に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額）とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該適用年における前条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

一 省 略

二 当該認定住宅借入金等の金額 当該認定住宅借入金等の金額につき前条第五項各号の規定に準じて計算した金額

三 省 略

2 前項ただし書の控除限度額は、次の各号に掲げる適用年の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一～五 省 略

六 平成二十一年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居

の家屋を再び居住の用に供した日の属する年（その年において、これらの家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年）以後の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居たことができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日）まで引き続きその規定を適用することができる。

15
21 同 上

第四十一条の二 居住者が、その適用年において、二以上の居住年（居住年が平成十三年である場合には、平成十三年前期と平成十三年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合における居住年）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該適用年における前条第二項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項の規定にかかわらず、当該適用年の十二月三十一日における住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分をし、当該区分をした居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ同項各号の規定に準じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額（当該住宅借入金等の金額のうちに同条第三項の規定により同条若しくは次条の規定の適用を受ける場合における特例住宅借入金等の金額又は前条第五項の規定により同条若しくは次条の規定の適用を受ける場合における認定住宅借入金等の金額が含まれるときは、次の各号に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額）とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該適用年における前条第二項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

一 同 上

二 当該長期優良住宅借入金等の金額 当該長期優良住宅借入金等の金額につき前条第五項各号の規定に準じて計算した金額

三 同 上

2 同 上

二 当該長期優良住宅借入金等の金額 当該長期優良住宅借入金等の金額につき前条第五項各号の規定に準じて計算した金額

三 同 上

一～五 同 上

六 同 上

イ 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居

住年が平成二十一年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十萬円

□ 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年、平成十六年又は平成二十一年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあっては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）五十萬円

ハート省略

七 平成二十二年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十萬円

□ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年、平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあっては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）五十萬円

ハート省略

八 平成二十三年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額（以下この項、第四項及び第八項において「平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合 六十萬円

□ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十四年、平成十五年、平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年又は平成二十二年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）五十萬円

七 同上

イ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十萬円

□ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年、平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあっては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）五十萬円

ハート同上

八 同上

イ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額（以下この項、第四項及び第八項において「平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合 六十萬円

□ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十四年、平成十五年、平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年又は平成二十二年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）五十萬円

住年が平成二十一年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十萬円

□ 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年、平成十六年又は平成二十一年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあっては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）五十萬円

平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年又は平成二十三年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十三年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）四十万円

二、ト 省 略

九 平成二十四年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十五年、平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）五十万円

ハ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年若しくは平成二十三年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十三年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。）又はその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）四十万円

二 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年又は平成二十四年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）三十万円

ホ・ヘ 省 略

十 平成二十五年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居

ハ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年又は平成二十三年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十三年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）四十万円

二、ト 同 上

九 同 上

イ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十五年、平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）五十万円

ハ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年若しくは平成二十三年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十三年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）四十万円

二 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年又は平成二十四年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）三十万円

ホ・ヘ 同 上

十 同 上

イ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居

住年が平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合

（イに掲げる場合を除く）

五十九

平成二十五年十一月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が同年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。）又はその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）四十万円

八 平成二十五年十一月三十一日における住宅借入金等の金額
住年が平成二十三年である住宅の取得等に係る住宅借入金等
住年が同年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良
金額を除く。以下この項において「平成二十三年居住分に係
借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。又はその居
四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借
含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 四十万円

平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十四年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が同年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成二十四年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。）又はその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）三十万円

平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年若しくは平成二十五年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。）又は平成二十年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。）二十万円

ト・チ
省 略

十一 平成二十六年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

十一、平成二十六年十一月三十日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金

額が含まれる場合

平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額(その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定住宅)の新

ヘ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住者が平成十七年若しくは平成二十五年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住者が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）又は平成二十年居住分に係る特別住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。） 二十万円

へ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住者が平成十七年若しくは平成二十五年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住者が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）又は平成二十年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。）二十万円

水同上

上·子 同上

十二同上

イ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二
十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等

の金額が含まれる場合 六十万円

住年が平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）五十万円

築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。) が含まれる場合 (イに掲げる場合を除く。) 五十五万円

ハ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 (イ及びロに掲げる場合を除く。) 四十万円

二 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 (イからハまでに掲げる場合を除く。) 三十万円

ホ省略

ヘ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る認定住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額又はその居住年が平成十七年又は平成二十五年である住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額 (その居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。) が含まれる場合 (イからホまでに掲げる場合を除く。) 二十万円

トヨリ省略

十二 平成二十七年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合 (イに掲げる場合を除く。) 五十万円

ハ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 (イ及びロに掲げる場合を除く。) 四十万円

住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。) が含まれる場合 (イに掲げる場合を除く。) 五十万円

ハ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 (イからハまでに掲げる場合を除く。) 四十万円

ホ同上

二 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額 (その居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。) が含まれる場合 (イからホまでに掲げる場合を除く。) 二十万円

トヨリ同上

十二 同上

イ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合 (イに掲げる場合を除く。) 五十万円

ハ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定长期優良住宅の新築等に係る长期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 (イ及びロに掲げる場合を除く。) 四十万円

二 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 三十万円

ホ 省 略

ヘ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十五年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が同年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成二十五年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。） 二十万円

ト リ 省 略

十三 平成二十八年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 五十万円

ハ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 四十万円

二 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 三十万円

ホ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。） 二十万円

二 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 三十万円

ホ 同 上

ヘ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十五年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が同年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。） 二十万円

ト リ 同 上

十三 同 上

イ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 五十万円

ハ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 四十万円

二 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 三十万円

ホ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。） 二十万円

ヘーチ省略

十四 平成二十九年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合

ロ 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ハ 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 五十万円

ハ 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びハまでに掲げる場合を除く。） 四十万円

二 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 三十万円

ヘ・ト 省略

十五 平成三十年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ハ 平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 五十万円

ハ 平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 四十万円

ヘーチ同上

十四 同上

イ 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 五十万円

ハ 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 四十万円

二 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 三十万円

ヘ・ト 同上

十五 同上

イ 平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ハ 平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 五十万円

ハ 平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 四十万円

が含まれる場合 六十円

□ 平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 四十万円

ハ 平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 三十万円

二 平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 二十万円

十八 平成三十三年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 四十万円

ロ 平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 三十万円

ハ 平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 二十万円

十九 平成三十四年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成三十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 三十万円

ロ 平成三十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 二十万円

3 第一項の場合において、その適用年における住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額の全てが、その居住年が平成十九年又は平成二十年である住宅の取得等に

入金等の金額が含まれる場合 六十円

□ 平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る长期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 四十万円

ハ 平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る长期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 三十万円

二 平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 二十万円

十八 同上

イ 平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る长期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 四十万円

ロ 平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る长期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 三十万円

ハ 平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 二十万円

十九 同上

イ 平成三十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十五年である認定长期優良住宅の新築等に係る长期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 三十万円

ロ 平成三十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る长期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 二十万円

3 第一項の場合において、その適用年における住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額のすべてが、その居住年が平成十九年又は平成二十年である住宅の取得等に